

政 法 第 3 5 4 9 号
答 申 第 4 2 0 号
平 成 2 8 年 2 月 1 8 日

千葉県教育委員会委員長 金本 正武 様

千葉県情報公開審査会
委員長 庄司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年7月2日付け教体第270号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第511号

平成25年5月24日付けで異議申立人から提起された、平成25年5月1日付け教体第94号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立書による異議申立人の主張はおおむね以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

実施機関が平成25年5月1日付け教体第94号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消す、との決定を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立てに係る部分

本件決定に係る行政文書は、

文書1 事故報告書（平成25年2月17日発生分）

文書2 事故報告書（平成25年3月18日付け岬第195号）

文書3 事故報告書（平成25年3月19日付け小見川第288号）

文書4 事故報告書（平成25年3月19日付け銚商第577号）

文書5 事故報告書（平成25年3月21日付け国府台第231号）

である（以下、上記文書1ないし5の事故報告書をそれぞれ「本件文書1」ないし「本件文書5」と略す。）。

本件異議申立ては、本件文書1について言及しない。本件異議申立てに係る部分は、以下のとおりである。

ア 本件文書2、Ⅲ 事故の処理など、8 事故発生時の処置のうち不開示とした部分

イ 本件文書3、Ⅲ 事故の処理など、8 事故発生時の処置のうち不開示とした部分

ウ 本件文書4、Ⅱ 事故の状況、7 現場の見取り図のうち右上の括弧内の不開示とした部分

エ 本件文書4、Ⅲ 事故の処理など、8 事故発生時の処置のうち不開示とした部分

オ 本件文書5、Ⅲ 事故の処理など、8 事故発生時の処置のうち不開示とした部分

(2) 本件決定の違法性について

上記アないしオに係る「開示しない理由」は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するものであるが、「事故発生時の処置」の記述及び添付資料「ボ

ート転覆事故について」から判明するとおり、上記不開示とした部分は「指導者」である教諭等公務員の氏（名）であると考えられる。したがって、これらは公務員等の職務遂行に係る情報を除くとした同号ただし書ハに該当するため、不開示情報とはならない。

よって、上記アないしオの部分を不開示とした本件決定は違法であり、取り消しを免れない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨はおおむね以下のとおりである。

1 行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る内容

（1）請求年月日

平成25年4月1日

（2）請求の内容

2013年1月10日から同年3月31日までに、千葉県教育委員会（教育庁）が収受した事故報告書。ただし、指導課教育課程室、指導課生徒指導室、学校安全保健課安全室、体育課学校体育室、財務施設課が担当するものに限る。

2 行政文書の特定と決定の内容

（1）対象行政文書

本件文書1から5

実施機関は、対象行政文書として、平成25年1月10日から平成25年3月31日の間に教育振興部体育課が収受した事故報告書5件を特定した。このうち、異議申立ての対象となる文書は本件文書2から5までである。

（2）決定の内容（本件文書2から5までの決定内容）

平成25年5月1日付け教体第94号で本件決定を行った。

3 異議申立ての内容

（1）異議申立日

平成25年5月24日。

（2）異議申立ての趣旨

本件決定を取り消す、との決定を求める。

4 対象行政文書について

本件異議申立ての対象とする文書「本件文書2から5」（以下「本件文書」という。）は、平成25年1月10日から平成25年3月31日の間に教育振興部体育課が収受した事故報告書4件で、いずれもボート転覆事故に係るものであり、平成25年5月1日付けで部分開示決定を行った。

ボート転覆事故（以下「本件事故」という。）の概要は、県内高校生による3泊4日の合宿中、平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分頃に〇〇艇のボート（シングルスカル）が転覆したが、出艇した〇〇名全員救助され、〇名が病院に搬送されたものであった。なお、本合宿には、他県高校生なども合同で参加していた（教員〇〇名、生徒〇〇名、合計〇〇名）。

本件文書は、上記の事故について県立高等学校管理規則第74条の規定により、県立高等学校で生徒の事故による傷害又は死亡、災害その他の突発事故等が発生したときに、当該県立高等学校の校長が作成し、実施機関に報告した事故報告書である。

5 事故調査について

- (1) 本件事故については、平成25年8月21日現在国土交通省の調査が行われており、この調査結果報告如何によっては、実施機関として当該教諭に対し何らかの処分を行わざるを得ない可能性がある。
- (2) 公務員の懲戒等処分情報は、職務遂行情報ではなく、人の名誉・信用に直接かかわる個人情報の側面の問題となり、みだりに公開されないという保護に値する利益を有するため、条例第8条第2号の個人情報に当たる。

6 本件文書のうち不開示とした部分についての理由

- (1) 異議申立人が「異議申立ての理由」で指摘するとおり、本件文書に記載された情報のうち、異議申立てに係る不開示とした部分は「指導者」であり、地方公務員である教育職員の氏名である。
- (2) 本件文書に係る当該職員の情報、通常であれば異議申立人が第2の2(2)で述べるとおり、部活動の合宿中に発生した事故に係る情報であり、これらの情報は教育職員の職務の遂行に係る情報であって、当該職員の氏名に係る部分であることから、その側面では条例第8条第2号ただし書ハに該当する。
- (3) 本件文書のうち不開示とした部分の教諭は、当該ボート転覆事故の結果について、今後責任を問われるおそれがあり、当該情報は職務遂行に係る情報以外の職員個人の私事に関する情報という側面を有し、同号ただし書ハに該当しないため、不開示としたものである。

第4 理由説明書に対する異議申立人の意見書による主張

1 条例第8条第2項ただし書ハについて

条例第8条第2項ただし書ハ（以下「本件ただし書」という。）は、原則開示を定めた

第8条 実施機関は、開示請求があつた時は、開示請求に係る行政文書に

次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

の例外として掲げられた「不開示情報」のひとつである第2項

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

のさらに例外として不開示情報でない「開示しなければならない」ものとして掲げられた4項目のうちのひとつである。

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

これを平たく言えば、行政文書は開示することが原則だが、「個人に関する情報であって、特定個人が識別される情報」は、不開示とする。しかし、「公務員の職務の遂行に係る情報」は開示する、ということになる。

本件ただし書が定められたもともとのきっかけは、千葉県公文書公開条例の解釈をめぐる裁判において、最高裁判所の下した判決（平成10年（行ツ）167号公文書非公開決定取消請求事件、平成15年11月11日最高裁判所第三小法廷判決）にある。この判決を受けて、「千葉県公文書公開条例第11条第2号又は第3号に該当する情報について公開の特例を定める条例」（以下「特例条例」という。）が制定され、これを吸収する形で千葉県情報公開条例制定時に本件ただし書が定められたのである。

その判決は、次のように言う。ただし、文中「本件条例」とは千葉県公文書公開条例である。

本件条例第11条第2号にいう「個人に関する情報」については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人に関わりのある情報であれば、原則として同号に言う「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。しかし、県の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が同号に言う「個人」に当たるとを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないものと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。本件条例は、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、そのために県民に公文書の公開を請求する権利を明らかにすることとしており、(第1条)、実施機関に対し、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしつつも、公文書の公開を請求する県民の権利を十分尊重して本件条例を解釈運用する責務を負わせている(第3条)。このように、本件条例は、県の県政に関する情報を広く県民に公開することを目的として定められたものであるところ、県の県政に関する情報の大部分は、県の公務員の職務の遂行に関する情報とすることができる。そうすると、本件条例が、県の公務員の職務の遂行に関する情報が記録された公文書について、公務員個人の社会的活動としての側面があることを理由に、これをすべて非公開とすることができるものとしているとは解し難いというべきである。

本件各公文書は、甲校長の校外出張に係る旅行命令票であるというのであるから、県の公務員の職務の遂行に関する情報が記録された公文書である。そうすると、これらに記録されている情報は、同校長の私事に関する情報を含まない場合には、本件条例第11条第2号の非公開情報に当たらないことになる。

すなわち、最高裁判所は、「公務員の職務の遂行に関する情報」を「公務員個人の社会的活動としての側面があることを理由に」非公開とすることはできないと判示しているのである。そして、この判決を受けて特例条例ができ、本件ただし書へと連なっているのである。

したがって、本件ただし書は、公務員個人の情報という側面があったとしても、職務の遂行に関する情報は不開示情報でないとしているのである。

すなわち、「公務員個人の情報」という側面はここで乗り越えているのであるから、本件ただし書の解釈において、「公務員個人の情報」であるか否かが問われる余地はないのである。

また、上記第3の5及び第3の6（3）において、当該教諭の処分について述べられているが、このことは本件文書とは全く関係のない事柄であって、むしろ、処分について言及することは、実施機関における意思形成過程の漏洩及び当該教諭についての個人情報漏洩の疑いがある。

本件文書には、処分に関する記載は一切なく、事故報告書に書かれた「職務の遂行」に関する情報が記載されているだけなのである。

なお、仮に当該生徒らから損害賠償の請求があったとしても、国家賠償法により、当該教諭らにその賠償を求められることはない。なぜなら、当該教諭らは、公権力の行使すなわち「職務を遂行」したからである。蛇足ながら申し添える。

以上、理由説明書は、本件異議申立てに対して何ら影響を与えるものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求及び本件決定について

本件開示請求は上記第3の1のとおりである。本件決定は、上記第3の2（2）のとおりである。

2 本件異議申立てについて

異議申立人は、平成25年5月24日付けで、本件決定を違法であるとして、その取り消しを求める異議申立てを行ったものである。

3 本件文書について

本件文書は上記第3の4のとおりである。

4 本件文書における部分開示理由について

（1）条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

ア 本件文書における不開示部分には、教諭等の氏名の記載が含まれている。氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（条例第8条第2号前段）に該当し、原則不開示とすべき情報に当たる。

イ 実施機関は、行政文書部分開示決定通知書において、同号該当性を理由に氏名等を不開示としたところ、異議申立人は、これに対し、教諭等公務員の氏名については公務員等の職務遂行情報（条例第8条第

2号ただし書ハ)に該当し、不開示情報ではないと異議申立てをした。

そこで、当該部分の条例第8条第2号ただし書ハ該当性について検討する。

ウ 理由説明書における実施機関の説明によれば、以下のとおりである。

当該事故については本件決定時点で国土交通省の調査が行われており、調査結果如何によっては、実施機関として当該教諭に対し何らかの処分を行わざるを得ない可能性があるところ、公務員の懲戒等処分情報は、職務遂行情報ではなく、個人情報の問題となり、みだりに公開されないという保護に値する利益を有する。このため、教諭の氏名については原則どおり、条例第8条第2号前段の個人情報に当たり、同号ただし書ハに該当しない。

エ 異議申立人は、これに対し、意見書において、本件文書には、処分に関する記載は一切なく、「職務の遂行」に関する情報が記載されているだけであると反論する。

確かに、本件文書は事故報告書であり、職員の懲戒等処分情報が直接に記載されているわけではない。

しかし、本件事故は、上記第3の4のとおり、高校生の乗ったボート〇〇艇のうち〇〇艇が転覆し、うち〇名が病院に搬送されたというものであった。これは場合によっては死亡事故につながるような重大なものであり、かつ、当時の新聞報道から、本件事故の要因は、教諭による天候の判断が妥当でなかったことにあるとする見方があったことも窺える。これらの事実から判断すると、本件事故は、当時において、偶発的な事故というより、教諭等の不祥事として、懲戒等の処分がなされる可能性が否定できなかつたものといえる。

また、実施機関が公表している「懲戒処分の指針」第1によれば、「具体的な量定の決定に当たっては、(中略)(5)過去に非違行為を行っているか等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。」とされている。すなわち、仮に今回の事故を理由とする懲戒等の処分がされなかつたとしても、当該職員に将来何らかの非違行為等があつた場合に、その量定の決定において今回の事故も併せて考慮されることがありうることになる。

よって、本件決定で不開示とされた情報は、職務と密接に関連した情報ではあるが、懲戒等処分が行われる可能性があつたものであることから懲戒等処分に関する情報であるともいえ、公務員の懲戒等処分情報は、当該者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えないことから、条例第8条第2号ただし書ハにいうところの職務遂行情報

ではない。したがって、同条第2号前段により不開示とすべきである。
(2) 事故被害者である生徒・保護者（以下「被害者等」という。）にとっての個人識別情報（条例第8条第2号前段）である点について

本件文書は、事故の顛末を報告するという趣旨のものであり、生徒の所属する学校名、科、学年、氏名、住所、保護者名が、個人が事故に遭った顛末やその際の症状等とともに記載されている。したがって、本件文書は、全体として、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（条例第8条第2号前段）、あるいは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（同号後段）に該当し、原則不開示とすべき情報に当たる。

本件文書中で不開示とされている教諭等公務員の氏名は、直接的には被害者等の情報ではないが、単独で、あるいは他の情報と組み合わせることにより、特定の被害者等を識別することができる情報であり、被害者等にとって個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるといえる。

したがって、当該情報は、条例第8条第2号前段の個人識別情報に当たり、また、ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないため、不開示とすべきである。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人が意見書において指摘する判例は事案を異にする。また、異議申立人はその他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のとおり、実施機関の部分開示決定は妥当である。

7 付言

本件決定においては、生徒・教諭の氏名・住所等、直接的な個人識別情報は不開示とされているものの、生徒の所属する科、学年、教諭の職名等、他の情報と組み合わせることで生徒や教諭について個人を識別することができる情報（条例第8条第2号前段）が開示されている。また、身体的な症状等、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報（条例第8条第2号後段）が開示されている。これらは、ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないため、本来不開示とすべき情報であった。

実施機関は、今後、開示決定等を実施する際には、こうした不開示情報を開示することのないよう、慎重な判断をすべきであることを審査会として付言する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年7月2日	諮問書の受理
平成25年8月27日	実施機関の理由説明書の受理
平成25年9月17日	異議申立人の意見書の受理
平成27年10月30日	審議
平成27年11月30日	審議

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
下井康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
湊弘美	弁護士	

(五十音順)